

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第34号 令和2年11月

新型コロナウイルスに対する福島市の支援策

固定資産税・都市計画税の軽減措置

【概要】

新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年分固定資産税及び都市計画税を事業収入の減少幅に応じ「全額免除」又は「半額軽減」とする制度です。

【中小企業者の定義】

- 中小企業者・小規模事業者とは
- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人。
 - ・従業員1,000人以下の個人

【減免の対象】

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計と前年同期比を比較し減少率が以下の場合対象になります。

【減免率】

前年同月比 50%以上	全額免除
前年同月比 30%以上50%未満	1/2軽減

【申請方法】

中小企業者等が軽減措置を申告する際には、事前に地方自治体が定める申告書様式をご準備の上、認定経営革新等支援機関による確認が必要になります。(商工会でも可能です)

申告書につきましては、11月下旬に福島市のホームページに掲載される他、福島市から郵送される「償却資産申告書」に同封される予定となっています。

【準備品】

【法人】

- ・登記簿謄本の写し(法人のみ)
- ・大企業の子会社でない旨の誓約書
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
- ・月別の売上が記載された決算書又は売上台帳(前年度、今年度)
- ・固定資産台帳(決算書) ※ 事業占有割合の分かる書類

【個人】

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下である旨の誓約書
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
- ・月別の売上が記載された決算書又は売上台帳(前年度、今年度)
- ・固定資産台帳(決算書) ※ 事業占有割合の分かる書類

所得税の主な改正点

- ◆基礎控除が38万から48万に上げられます。
- ◆青色申告特別控除が65万から55万に下げられます。ただし、電子申告又は電子帳簿保存を行った場合、青色申告特別控除が55万から65万に上げられます。
- ◆給与所得控除額が減額になります。
 - ・給与収入が850万以下の場合、給与所得控除額が10万円減になります。
 - ・給与収入が850万を超える場合、給与所得控除額が一律195万になります。(10万以上の減額)
- ◆配偶者控除、扶養控除の所得要件が48万以下になります。(給与所得控除額が10万減、基礎控除が10万増になっているため、扶養の要件は年収103万以下で変更はありません)

【結果として】

- ①850万以下の給与所得者 ⇒ 税額変更なし
(給与所得控除10万減、基礎控除10万増)
 - ②850万超の給与所得者 ⇒ 増税
(給与所得控除額が引き下げられたため)
 - ③青色申告者(10万控除の方) ⇒ 減税
(青申控除10万(変更なし)、基礎控除10万増)
 - ④青色申告者(65万控除の方)
 - ・電子申告又は電子帳簿保存を行う方 ⇒ 減税
(青申控除65万(変更なし)、基礎控除10万増)
 - ・紙提出かつ電子帳簿保存しない方 ⇒ 変更なし
(青申控除55万(10万減)、基礎控除10万増)
- ※ 詳しくは商工会のホームページをご覧ください。

仕事に役立つHPのご案内

◆I Love PDF

I Love PDF は無料のオンライン PDF ツールで、PDF の結合、分割、圧縮、PDF から JPG への変換、JPG から PDF への変換、PDF から Word 等への変換が可能です。

スタンプ会事務所移転のお知らせ!

令和2年10月1日から「協同組合飯坂スタンプ会」の事務所が「NPO 法人いいざかサポーターズクラブ」に変更になりましたので、お知らせいたします。

スタンプ会に関するお問い合わせにつきましては、以下の連絡先までお願いいたします。

NPO 法人いいざかサポーターズクラブ

〒960-0201 福島市飯坂町字湯沢 26 番地

TEL 529-6125 FAX 529-6126